

平成30年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案概要書

平成30年2月22日

かすみがうら市

目 次

○ 報告〔 1 件 〕

報告第 1 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	1
---------	----------------------------------	-------	---

○ 条例に関する議案〔 23 件 〕

議案第 1 号	かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会条例の制定について 【新規制定】	……………	2
議案第 2 号	かすみがうら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に 関する基準等を定める条例の制定について【新規制定】	……………	3
議案第 3 号	公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部 を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 の制定について【一部改正】	……………	4
議案第 4 号	かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定に ついて【一部改正】	……………	6
議案第 5 号	かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制 定について【一部改正】	……………	7
議案第 6 号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に 関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	9
議案第 7 号	かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】	……………	10

議案第 8 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	11
議案第 9 号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	13
議案第 10 号	かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	16
議案第 11 号	かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	17
議案第 12 号	かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	18
議案第 13 号	かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	19
議案第 14 号	かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	20
議案第 15 号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	21
議案第 16 号	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	22
議案第 17 号	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について【一部改正】	23

議案第 18 号	かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	24
議案第 19 号	かすみがうら市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	25
議案第 20 号	かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	26
議案第 21 号	かすみがうら市生産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	27
議案第 22 号	かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	28
議案第 23 号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	……………	29

○ 予算に関する議案〔14件〕

議案第24号	平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）	30
議案第25号	平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）	32
議案第26号	平成29年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	39
議案第27号	平成29年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	41
議案第28号	平成29年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	42
議案第29号	平成29年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	43
議案第30号	平成29年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）	45
議案第31号	平成30年度かすみがうら市一般会計予算	（別冊）
議案第32号	平成30年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算	（別冊）
議案第33号	平成30年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算	（別冊）
議案第34号	平成30年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算	（別冊）
議案第35号	平成30年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算	（別冊）

議案第 36 号 平成 30 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算

…………… (別冊)

(別冊)

- ・ 資料No.1 平成 30 年度予算の概要と主要事業
- ・ 資料No.2 平成 30 年度一般会計当初予算事業別一覧 (前年度比較)
平成 30 年度国民健康保険特別会計当初予算事業別一覧 (前年度比較)
平成 30 年度後期高齢者医療特別会計当初予算事業別一覧 (前年度比較)
平成 30 年度下水道事業特別会計当初予算事業別一覧 (前年度比較)
平成 30 年度農業集落排水事業特別会計当初予算事業別一覧 (前年度比較)
平成 30 年度介護保険特別会計当初予算事業別一覧 (前年度比較)
平成 30 年度当初予算国・県支出金及び市債充当一覧 参考資料
- ・ 資料No.4 かすみがうら市の財務書類 (平成 28 年度決算)

議案第 37 号 平成 30 年度かすみがうら市水道事業会計予算

…………… (別冊)

(別冊)

- 資料No.3 平成 30 年度水道事業会計予算説明書

○ その他〔 2 件 〕

- | | | | |
|----------|-------------|-------|----|
| 議案第 38 号 | 市道路線の認定について | …………… | 47 |
| 議案第 39 号 | 市道路線の廃止について | …………… | 49 |

報告第 1 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
<p>1 要 旨</p> <p>市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 相手方 かすみがうら市内在住の個人</p> <p>(2) 事故の内容 歩車道境界ブロックが破損し、市道にはみ出し ていたことにより、相手方が運転する車両が市 道を走行中、破損部分と接触し、タイヤパンク 及び車体のオイルパンが破損した。</p> <p>(3) 損害賠償額 36,621 円</p> <p>3 専決処分年月日</p> <p>平成 29 年 12 月 18 日</p> <p style="text-align: right;">〔 土木部：道路建設課 〕</p>	

議案第 1 号	かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会条例の制定について【新規制定】
<p>1 要 旨</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 7 の規定に基づき、市における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議会で審議するため、新たにこの条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 審議会は、12 人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>ア 学識経験者</p> <p>イ 関係団体の代表者</p> <p>ウ 地域住民組織の代表者</p> <p>エ その他市長が必要と認める者</p> <p>(2) この条例の制定に伴い、委員の報酬の額等を定めるため「かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正する。(附則第 2 項)</p> <p>報酬日額 7,500 円ほか</p> <p>3 施行年月日</p> <p>平成 30 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 環境経済部：環境保全課 〕</p>	

議案第2号	かすみがうら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について 【新規制定】
-------	--

1 要 旨

茨城県からの市町村への権限移譲、介護保険法、政令及び省令で定める基準の改正に伴い、介護保険法に基づき指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるため、新たにこの条例を制定するもの。

2 内 容

- (1) 指定居宅介護支援事業所の基本方針、人員に関する基準、運営に関する基準等を規定

3 施行年月日

平成30年4月1日

[保健福祉部：介護長寿課]

議案第 3 号	公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、次の条例の一部を改正するため、この条例を制定するもの。</p> <p>(1) かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例（第 1 条）</p> <p>(2) かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（第 2 条）</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部改正</p> <p>ア 選挙運動用自動車使用の 1 日当たりの公費負担限度額 「1 万 5,300 円」を「1 万 5,800 円」に引き上げる。 (第 4 条第 2 号ア)</p> <p>イ 選挙運動用自動車燃料の 1 日当たりの公費負担額 「7,350 円」を「7,560 円」に引き上げる。 (第 4 条第 2 号イ)</p> <p>ウ 選挙運動用ポスター作成の 1 枚当たりの公費負担限度額 「1,000 円」を「1,030 円」に引き上げる。(第 8 条)</p>	

(2) かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正

ア 選挙運動のためのビラについて、市長選挙だけでなく市議会議員選挙においても公費負担・頒布を可能とするため、「かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例」から「かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例」に改正する。(題名・第1条・第2条)

イ 選挙運動用ビラ作成の1枚当たりの公費負担限度額
「7円30銭」を「7円51銭」に引き上げる。
(第4条・第5条)

3 施行年月日

平成30年4月1日

ただし、(2)アについては、平成31年3月1日以後に告示される市議会議員選挙から施行する。

[総務部：総務課]

議案第 4 号	かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
---------	--------------------------------------

1 要 旨

監査等の充実を図り、業務の実情に合わせることを目的として、かすみ
がうら市監査委員条例の一部を改正するため、この条例を制定するもの。

2 内 容

(1) 定例監査の実施月

「10月」から「通年」実施できるよう実施月の削除

(2) 請願の処理期限の規定の新設

「90日以内」に処理することを規定

(3) 決算書類等及び健全化判断比率等の審査期日の延長

「60日以内」から「90日以内」に改正

(4) 職員の賠償責任の監査等期日の延長

「30日以内」から「60日以内」に改正

監査等の種類	(現 行)	(改 正)
請願の処理 (第 7 条の 2)	規定なし	90 日以内
決算書類等の審査 (第 9 条)	60 日以内	90 日以内
健全化判断比率等の審査 (第 10 条)	60 日以内	90 日以内
職員の賠償責任の監査等 (第 11 条)	30 日以内	60 日以内

3 施行年月日

平成 3 0 年 4 月 1 日

〔 監査委員事務局 〕

議案第 5 号	かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、個人情報の定義を明確にするため、個人識別符号が新たに定義されるとともに、収集制限の対象が要配慮個人情報として定義されたことにより、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 個人情報の定義を明確化するため、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもののほか個人識別符号を個人情報として新たに定義する。(第 2 条第 3 号・第 4 号)</p> <p>《個人識別符号》</p> <p>ア DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋を電子計算機のために変換した符号であつて、特定の個人を識別するに足りるもの</p> <p>イ 公的な番号（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の被保険者番号等）</p> <p>(2) 収集制限の対象とされていた思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を要配慮個人情報として定義する。(第 2 条第 5 号・第 9 条第 2 項)</p> <p>《要配慮個人情報》</p> <p>ア 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報</p> <p>イ 身体障害・知的障害・精神障害等があること</p>	

- ウ 健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査の結果を含む。）
- エ 保健指導、診療・調剤情報
- オ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
- カ 本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

(3) 附則において、個人情報の定義の整合性を図るため、「かすみがうら市情報公開条例」を改正する。(第9条第2号)

3 施行年月日

平成30年4月1日

[総務部：総務課]

議案第6号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】
-------	---

1 要 旨

国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、平成29年8月8日に出された人事院勧告に伴い、特定任期付職員の給料表及び期末手当について、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの。

2 内 容

(1) 給料表の改定

1号給及び2号給を、それぞれ1,000円の引き上げ

(2) 期末手当支給月数の改定

期末手当の支給月数（合計3.3月）

6月期 1.625月⇒1.65月

(0.025月の引上げ)

12月期 1.625月⇒1.65月

(0.025月の引上げ)

3 施行年月日

平成30年4月1日

〔 総務部：総務課 〕

議案第7号	かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>非常勤特別職の設置に伴い、報酬及び費用弁償を規定するため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 消防施設等整備検討委員会委員の設置 報酬日額 7,500円ほか</p> <p>(2) 土木技術指導員の設置 報酬日額 8,750円ほか (時間単位の勤務を行う場合は、1時間あたり1,250円)</p> <p>(3) 通勤に係る費用弁償の改定</p> <p>ア 専門的知見を有する適任者の居住地が、遠方であった場合に対応するため、通勤時に高速自動車国道を利用することが相当であると認められる場合、利用料金の1/2(月額20,000円を限度)を負担。</p> <p>イ アの改定に加えて、片道25キロメートル以上までとしていた通勤距離の区分を、一般職員と同様に片道60キロメートル以上までに拡大。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：総務課 〕</p>	

議案第 8 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【一部改正】
---------	--

1 要 旨

国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、平成 29 年 8 月 8 日に出された人事院勧告に伴い、平成 29 年度及び平成 30 年度以降の期末手当について、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの。

2 内 容

(1) 期末手当支給月数の改定

ア 平成 29 年度の支給月数 (合計 3.3 月)

・ 0.05 月分を 12 月期で引上げ

6 月期 1.55 月 (変更なし)

12 月期 1.70 月⇒1.75 月

(0.05 月の引上げ)

イ 平成 30 年度以降の支給月数 (合計 3.3 月)

・ 0.05 月分を 6 月期と 12 月期で引上げ

6 月期 1.55 月⇒1.575 月

(0.025 月の引上げ)

12 月期 1.70 月⇒1.725 月

(0.025 月の引上げ)

ウ 対象者：市長、副市長、教育委員会教育長

※市議会議員についても、本条例の例により引き上げとなる。

3 施行年月日

(1) 公布の日

ただし、平成30年度以降の期末手当支給月数については、平成30年4月1日から施行する。

(2) 平成29年度の期末手当支給月数については、平成29年4月1日から適用する。

[総務部：総務課]

議案第9号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、平成29年8月8日に出された人事院勧告に伴い、平成29年度以降の給料表、平成29年度及び平成30年度以降の勤勉手当の見直しに加え、地域手当の新設を行うことにより、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">給与勧告の骨子（一部抜粋）</p> <p>○本年の給与勧告のポイント</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">月例給、ボーナスともに引上げ</div> <p>① 民間給与との格差を埋めるため、俸給表の水準を引き上げる。（平均改定率0.2%）</p> <p>② ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分</p> </div> <p>（1） 給料表の改定 平均0.2%の引上げ</p> <p>（2） 再任用職員以外の勤勉手当支給月数の改定</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 平成29年度の支給月数</p> <p style="padding-left: 40px;">・勤勉手当0.1月分を12月期で引上げ （勤勉手当と期末手当の合計4.4月）</p> <p style="padding-left: 40px;">6月期 0.85月（変更なし）</p> <p style="padding-left: 40px;">12月期 0.85月⇒0.95月 （0.1月の引上げ）</p>	

イ 平成30年度以降の支給月数

・勤勉手当0.1月分を6月期と12月期で引上げ
(勤勉手当と期末手当の合計4.4月)

6月期 0.85月⇒0.9月

(0.05月の引上げ)

12月期 0.85月⇒0.9月

(0.05月の引上げ)

期末手当 (変更なし)

6月期 1.225月

12月期 1.375月

(3) 再任用職員の勤勉手当支給月数の改定

ア 平成29年度の支給月数

・勤勉手当0.05月分を12月期で引上げ
(勤勉手当と期末手当の合計2.3月)

6月期 0.4月 (変更なし)

12月期 0.4月⇒0.45月

(0.05月の引上げ)

イ 平成30年度以降の支給月数

・勤勉手当0.05月分を6月期と12月期で引上げ
(勤勉手当と期末手当の合計2.3月)

6月期 0.4月⇒0.425月

(0.025月の引上げ)

12月期 0.4月⇒0.425月

(0.025月の引上げ)

期末手当（変更なし）

6月期 0.65月

12月期 0.8月

(4) 地域手当の新設

当市より他の官公庁に派遣され、社会的、経済的な地域差が生じている地域で勤務している職員に対して、その地域差を埋めるための手当である地域手当を支給する。

支給率については、国に準拠したものとする。

参考：国の制度

級地	主な支給地域	支給割合
1級地	東京都特別区	20 / 100
3級地	茨城県守谷市、埼玉県さいたま市	15 / 100
5級地	茨城県水戸市、土浦市	10 / 100

3 施行年月日

(1) 公布の日

ただし、一部（平成30年度以降の勤勉手当支給月数、地域手当の新設）の規定については、平成30年4月1日から施行する。

(2) 給料表の改定及び平成29年度の勤勉手当支給月数については、平成29年4月1日から適用する。

〔総務部：総務課〕

議案第10号	かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成30年1月26日に公布されたことに伴い、かすみがうら市手数料条例で定める手数料の金額のうち標準額の見直しがあったものについて改正を行うため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 手数料を徴収する事務及び手数料の金額等について定める別表第2中、次の事務に係る手数料を改める。</p> <p>ア 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可の申請に対する審査</p> <p>イ 消防法第11条の2第1項の規定による設置の許可に係る完成検査前検査の実施</p> <p>ウ 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査の実施</p> <p>3 施行年月日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：政策経営課 〕</p>	

議案第 1 1 号	かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
-----------	---

1 要 旨

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部が改正され、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が平成 2 9 年 7 月 3 1 日に施行されたことにより、新法律に基づく石岡・かすみがうら地域基本計画の策定に伴い現行条例の一部を改正するため、この条例を制定するもの。

2 内 容

- (1) 対象事業者を地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 4 条に基づく国の確認を受けた承認地域経済牽引事業計画を行う承認地域経済牽引事業者とし、また、対象となる資産の取得価額の合計が 1 億円以上の案件に対して特例対象とするもの
- (2) 「同意企業立地重点促進区域」を「重点促進区域」に、「その他区域」を「促進区域」に改める。
- (3) 条例失効日の改正
(現行) 平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで
(改正) 平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで

3 施行年月日

平成 3 0 年 4 月 1 日

〔 地方創生・事業推進担当 〕

議案第12号	かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】									
<p>1 要 旨</p> <p>公共施設使用料の一部について、使用の実態に応じた改正を行うため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 対象施設 霞ヶ浦公民館「陶芸工作棟」</p> <p>(2) 改正理由 当該施設の使用料は、従来から「棟あたり」の設定であったが、施設を構成する「陶芸室」と「工作室」の各室を単独で使用する必要があるため、これに対応した使用料を設定する。</p> <p>(3) 使用料の額（1時間あたり）</p> <table data-bbox="399 1209 989 1400"> <tr> <td>ア 現 行</td> <td>陶芸工作棟</td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>イ 改正案</td> <td>陶芸室</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工作室</td> <td>220円</td> </tr> </table> <p>ウ 算定方法 現行の額を、各室の占有面積（陶芸室 56.31 m²：工作室 49.68 m²）により按分し、端数を調整した。</p> <p>3 施行年月日 平成30年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：検査管財課 〕</p>		ア 現 行	陶芸工作棟	480円	イ 改正案	陶芸室	260円		工作室	220円
ア 現 行	陶芸工作棟	480円								
イ 改正案	陶芸室	260円								
	工作室	220円								

議案第 1 3 号	かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律第 5 5 条の 2 の規定が新設されることに伴い、平成 3 0 年 4 月 1 日より、国民健康保険の住所地特例対象者が後期高齢者医療制度へ移行した際にも、住所地特例の適用が従前の住所地に引き継がれることになるため、関連する部分の規定を変更するため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 国民健康保険において県外在住の住所地特例課税対象としていた被保険者が、後期高齢者医療制度へ移行した際に、従前の住所地として保険料を徴収すべき被保険者とする旨を追加する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>平成 3 0 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：国保年金課 〕</p>	

議案第14号	かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>平成30年度からの国民健康保険の都道府県化に伴い、市における国民健康保険の事務や協議会に関する部分の規定を変更するため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 「市が行う国民健康保険」としていたものを、「市が行う国民健康保険の事務」とする。</p> <p>(2) 「国民健康保険運営協議会」としていたものを、「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」とする。</p> <p>(3) この条例の制定に伴い、かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1において「国民健康保険運営協議会委員」としていた職名を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員」とする。(附則第2項)</p> <p>3 施行年月日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：国保年金課 〕</p>	

議案第15号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>平成30年度からの国民健康保険の都道府県化に伴い、課税額の定義に関する部分の規定を変更するため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 課税額の定義について、「市の国保運営に充てる費用、後期高齢者支援金等の納付に充てる費用、介護納付金に充てる費用」としていたものを、「県の国民健康保険特別会計における同費用に充てるための事業費納付金に充てる費用」とする。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：国保年金課 〕</p>	

議案第16号	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>介護保険法、政令及び省令で定める基準の改正に伴い、かすみがうら市介護保険条例の一部を改正するため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 介護保険料率及び基準所得金額の改正</p> <p>(2) 第1号被保険者を被保険者とする改正</p> <p>3 施行年月日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：介護長寿課 〕</p>	

議案第17号	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>介護保険法の改正により、国及び地方公共団体の認知症に関する施策の総合的な推進等に関する事項が追加されたことに伴い、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>「認知症」の定義として引用している条項が改正されたため、次の条例を改正するもの</p> <p>(1) かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>(2) かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例</p> <p>3 施行年月日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：介護長寿課 〕</p>	

<p>議案第18号</p>	<p>かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】</p>
<p>1 要 旨</p> <p>介護保険法、政令及び省令で定める基準の改正に伴い、かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 公正中立なケアマネジメントの確保を規定</p> <p>(2) 居介護予防支援事業所と医療機関との連携を規定</p> <p>3 施行年月日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 保健福祉部：介護長寿課 〕</p>	

議案第19号	かすみがうら市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
--------	--

1 要 旨

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部が改正され、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が平成29年7月31日に施行されたことにより、新法律に基づく石岡・かすみがうら地域基本計画の策定に伴い現行条例の一部を改正するため、この条例を制定するもの。

2 内 容

- (1) 「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」から「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改める
- (2) 「同意企業立地重点促進区域」を「重点促進区域」に、「同意企業立地重点促進区域名」を「重点促進区域名」に改める。

3 施行年月日

平成30年4月1日

[地方創生・事業推進担当]

議案第20号	かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部が改正され、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が平成29年7月31日に施行されたことにより、新法律に基づく石岡・かすみがうら地域基本計画の策定に伴い現行条例の一部を改正するため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 法律名の変更に伴う条文内の法律名等の変更</p> <p>ア 「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」から「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に変更</p> <p>イ 「企業立地計画」や「事業高度化計画」から「地域経済牽引事業計画」に変更</p> <p>(2) 条例失効日の改正</p> <p>(現行) 平成32年3月31日まで</p> <p>(改正) 平成35年3月31日まで</p> <p>3 施行年月日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 地方創生・事業推進担当 〕</p>	

議案第21号	かすみがうら市生産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>かすみがうら市生産物直売所の廃止に伴い、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>かすみがうら市生産物直売所の廃止に伴い、第2条の表中かすみがうら市生産物直売所の項を削る。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 環境経済部：観光商工課 〕</p>	

議案第22号	かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>かすみがうら市交流センターに新たに増設したシャワー施設について、利用者から利用料金を徴収することとして、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 第4条の施設に「シャワー室」を加え、利用料金を「15分 200円」とする。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 地方創生・事業推進担当 〕</p>	

議案第 23 号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資するため、条例を一部改正するため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 防火対象物の消防用設備等の状況の公表</p> <p>ア 消防法第 17 条第 1 項の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置されていない防火対象物に対し公表を行うものとする。</p> <p>イ 公表の対象となる防火対象物の名称及び所在地、違反の内容等を市ホームページに掲載する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>平成 31 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">〔 消防本部：予防課 〕</p>	

建物関係者の方々へ

あなたが所有（管理、占有）する建物で次のようなことを行う場合、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合がありますので、事前にお近くの消防署等までご相談ください。

- ☑飲食店、物品販売店、福祉施設などの新規入居
- ☑増築、改築、隣接建物との接続工事
- ☑窓や扉などの開口部の閉鎖工事

各都市の公表制度実施状況は消防庁ホームページで確認できます



違反対象物の公表制度

消防庁 公表制度

検索

調べたい建物が所在する地域の都道府県をクリックしてください。
公表制度に係る各市町村又は消防本部のホームページ（リンク集）が表示されます。

北海道・東北エリア
北海道 青森県
秋田県 岩手県
山形県 宮城県
福島県

中部エリア
新潟県 富山県
石川県 福井県
山梨県 長野県
岐阜県 静岡県
愛知県

中国エリア
鳥取県 島根県
岡山県 広島県
山口県

関東エリア
茨城県 栃木県
群馬県 埼玉県
千葉県 東京都
神奈川県

近畿エリア
三重県 滋賀県
京都府 大阪府
兵庫県 奈良県
和歌山県

四国エリア
徳島県 香川県
愛媛県 高知県

九州・沖縄エリア
福岡県 佐賀県
長崎県 熊本県
大分県 宮崎県
鹿児島県 沖縄県

スマートフォンからも確認できます。

お問い合わせ先

FDMA 消防庁
住民とともに Fire and Disaster Management Agency
<http://www.fdma.go.jp/>

※詳しくはお近くの消防署等にお問い合わせください。

重大な消防法令違反があります

危険性を 確認しましょう

違反対象物
公表制度

こんど飲み会やるお店…
大丈夫かな???

自動火災報知設備が
未設置!?

ネットで調べてみよう!

違反対象物の公表制度とは？

建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防署等が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

違反対象物公表制度の概要

※公表する内容等は地域により異なりますので、詳細はお近くの消防署等にお問い合わせください。

公表の対象となる建物

飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物^{*}です。

^{*}消防法施行令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物

消防法施行令別表第一(抜粋)

(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	(6)	イ	病院、診療所、助産所
	ロ	公会堂、集会場		ロ	老人短期入所施設等
(2)	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ等	ハ	老人デイサービスセンター等	
	ロ	遊技場、ダンスホール	ニ	幼稚園、特別支援学校	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等
(3)	ニ	カラオケボックス等	(16)	イ	複合用途防火対象物((1)項~(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途を含むもの)
	イ	待合、料理店等		(16の2)	地下街
(4)	ロ	飲食店	(16の3)	準地下街	
	イ	百貨店、物品販売業を営む店舗、展示場			
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所等			



飲食店



宿泊施設



診療所

公表の対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

公表する内容

防火対象物の名称

防火対象物の住所



公表の対象となる違反
(例：自動火災報知設備未設置)

各市町村又は消防本部のホームページで公表します。

公表までの流れ

立入検査の実施

立入検査結果の通知

公表する旨を通知

公表

立入検査結果の通知から一定期間を経過しても、なお公表の対象となる違反が認められる場合

公表後の流れ

是正指導

警告

設備設置命令
(行政処分)

使用停止命令
(行政処分)

告発

命令に従わなかった場合



設備設置命令違反

命令に違反して消防用設備等を設置しなかった者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

使用停止命令違反

命令に違反して防火対象物の使用を停止しなかった者は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられます。

議案第24号	平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）
--------	----------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,351万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ172億1,936万1千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	861,183	△63,517	797,666
歳入合計	17,282,878	△63,517	17,219,361

(2) 歳出の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
議会費	142,942	253	143,195
総務費	1,994,524	△46,605	1,947,919
民生費	6,248,632	△3,805	6,244,827
衛生費	1,068,907	△420	1,068,487
農林水産業費	653,567	100	653,667
商工費	332,211	350	332,561
土木費	2,179,384	△2,700	2,176,684
消防費	1,083,550	△2,100	1,081,450
教育費	1,355,935	△8,590	1,347,345
歳出合計	17,282,878	△63,517	17,219,361

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 議会費の事業費		
市議会運営事業	253	議会事務局
イ 総務費の事業費		
職員人件費	△46,605	総務課
ウ 民生費の事業費		
職員人件費	△3,805	総務課
エ 衛生費の事業費		
職員人件費	△420	総務課
オ 農林水産業費の事業費		
職員人件費	100	総務課
カ 商工費の事業費		
職員人件費	350	総務課
キ 土木費の事業費		
職員人件費	△2,700	総務課
ク 消防費の事業費		
職員人件費	△2,100	総務課
ケ 教育費の事業費		
職員人件費	△8,590	総務課

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第25号	平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算(第7号)
--------	----------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億5,107万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ170億6,829万円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
分担金及び負担金	222,917	△7,028	215,889
国庫支出金	2,374,690	△32,707	2,341,983
県支出金	1,245,052	△19,629	1,225,423
繰入金	797,666	△437,829	359,837
繰越金	342,811	413,895	756,706
諸収入	172,186	△273	171,913
市債	1,819,500	△67,500	1,752,000
歳入合計	17,219,361	△151,071	17,068,290

(2) 歳出の補正

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	1,947,919	139,704	2,087,623
民生費	6,244,827	△25,277	6,219,550
衛生費	1,068,487	△32,226	1,036,261
農林水産業費	653,667	△15,961	637,706
商工費	332,561	△10,373	322,188
土木費	2,176,684	△113,989	2,062,695

消防費	1,081,450	△26,633	1,054,817
教育費	1,347,345	△66,316	1,281,029
歳出合計	17,219,361	△151,071	17,068,290

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
職員等人件費	10,444	総務課
会計管理事業	△500	会計課
霞ヶ浦庁舎財産管理事業	△1,600	検査管財課
千代田庁舎等財産管理事業	△4,570	検査管財課
公有財産調整事業（政策）	△886	検査管財課
基金運用事業	149,121	政策経営課・検査管財課
イントラネット整備事業	△1,800	情報広報課
基幹系電算システム管理事業	△2,257	情報広報課
電子自治体推進事業（政策）	△1,377	情報広報課
ひと創生事業（政策）	△2,371	地方創生・事業推進担当
しごと創生事業（政策）	△4,500	地方創生・事業推進担当

イ 民生費の事業費		
国民健康保険特別会計繰出事業	△7,549	国保年金課
老人ホーム入所措置事務事業	△2,000	介護長寿課
医療福祉事業	△7,127	国保年金課
後期高齢者医療事業	△1,009	国保年金課
介護保険特別会計繰出事業	△4,852	介護長寿課
児童扶養手当事業	△1,564	子ども家庭課
児童手当事業	△24,957	子ども家庭課
第一保育所管理運営事業	△425	子ども家庭課（第一保育所）
やまゆり保育所管理運営事業	△7,067	子ども家庭課（やまゆり保育所）
さくら保育所管理運営事業	△20,357	子ども家庭課（さくら保育所）
わかぐり保育所管理運営事業	△5,095	子ども家庭課（わかぐり保育所）
広域委託事業	△6,292	子ども家庭課
私立保育所事業	16,348	子ども家庭課
認定こども園事業	37,954	子ども家庭課
家庭的保育等事業	6,684	子ども家庭課
放課後児童健全育成事業（政策）	△2,530	子ども家庭課（大塚児童館）
子育て支援事業（政策）	4,561	子ども家庭課
ウ 衛生費の事業費		
浄化槽設置整備事業（政策）	△5,206	下水道課
法定予防接種事業	△13,400	健康づくり増進課
任意予防接種事業（政策）	△3,200	健康づくり増進課
公害防止対策事業（政策）	△794	環境保全課
不法投棄対策事業	△110	環境保全課
一般廃棄物処理事業（政策）	△9,366	環境保全課
環境保全推進事業	△150	環境保全課

エ 農林水産業費の事業費		
農業委員会運営事業	△612	農業委員会
農業集落排水事業特別会計繰出事業	△8,217	下水道課
園芸振興事業（政策）	△96	農林水産課
農業振興事業	△3,885	農林水産課
農業振興事業（政策）	△382	農林水産課
農地中間管理事業（政策）	△1,969	農林水産課
土地改良助成事業	△66	農林水産課
土地改良助成事業（政策）	△85	農林水産課
農地維持・資源向上対策事業	△152	農林水産課
林業振興事業（政策）	△497	農林水産課
オ 商工費の事業費		
企業立地促進事業（政策）	△473	地方創生・事業推進担当
歩崎公園管理運営事業	△600	観光商工課
水族館管理運営事業（政策）	△2,300	観光商工課
農村環境改善センター管理運営事業（政策）	△7,000	観光商工課
カ 土木費の事業費		
道路維持管理事業（政策）	△3,000	道路建設課
市道整備事業（政策）	△7,000	道路建設課
道整備交付金事業（政策）	△34,400	道路建設課
都市計画調整事業（政策）	△1,475	都市整備課
下水道事業特別会計繰出事業	△40,065	下水道課
神立駅周辺整備事業（政策）	△19,667	都市整備課・総務課
都市公園維持管理事業	△1,200	都市整備課
街路整備事業（政策）	△7,182	都市整備課

キ 消防費の事業費		
常備消防事業	△2,228	消防総務課
常備消防事業（政策）	△100	消防総務課
消防団運営事業	△5,472	消防総務課
消防車両整備事業（政策）	△909	消防総務課
消防水利整備事業（政策）	△564	消防総務課
防災無線整備事業（政策）	△17,360	総務課
ク 教育費の事業費		
幼稚園教育振興事業（政策）	△652	子ども家庭課
小学校管理運営事業（政策）	△2,092	学校教育課
小学校保健事業	△550	学校教育課
小学校給食管理運営事業（政策）	△13,023	学校教育課
下稲吉小学校施設整備事業（政策）	△5,500	学校教育課
美並小学校施設統合環境整備事業（政策）	△3,000	学校教育課
中学校管理運営事業（政策）	△6,948	学校教育課
中学校施設維持管理事業（政策）	△2,400	学校教育課
中学校給食管理運営事業（政策）	△11,142	学校教育課
中学校就学支援事業	△1,250	学校教育課
霞ヶ浦中学校施設統合環境整備事業（政策）	△2,000	学校教育課
生涯学習推進事業	△1,000	生涯学習課
学校家庭地域の連携協力推進事業（政策）	△400	生涯学習課
公民館コミュニティ活動事業（政策）	△500	霞ヶ浦中地区公民館
埋蔵文化財事業	△191	歴史博物館
歴史博物館管理運営事業（政策）	△1,080	歴史博物館
ジオパーク推進事業（政策）	△1,885	歴史博物館
市民ふれあいスポーツ推進事業	△2,700	生涯学習課

わかぐり運動公園管理運営事業	△2,550	生涯学習課
多目的運動広場管理運営事業	△3,400	生涯学習課
戸沢公園運動広場管理運営事業	△2,102	生涯学習課
第1常陸野公園管理運営事業	△1,951	生涯学習課

(4) 繰越明許費補正

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

放課後児童健全育成事業（政策） 66,852千円

款 8 土木費 項 2 道路橋梁費

市道整備事業（政策） 15,000千円

款 8 土木費 項 4 都市計画費

神立駅周辺整備事業（政策） 292,773千円

街路整備事業（政策） 239,482千円

款 7 観光費 項 1 商工費

歩崎公園管理運営事業（政策） 5,900千円

(5) 地方債補正

変更

・交流施設整備事業	限度額	変更前	21,600千円
		変更後	17,200千円
・道整備交付金事業	限度額	変更前	50,800千円
		変更後	29,800千円
・市道整備事業	限度額	変更前	75,200千円
		変更後	63,900千円

・ 神立駅周辺整備事業	限度額	変更前	388,300千円
		変更後	378,800千円
・ 神立停車場線整備事業	限度額	変更前	195,500千円
		変更後	199,100千円
・ 防災無線整備事業	限度額	変更前	22,900千円
		変更後	18,900千円
<hr/>			
・ 消防水利整備事業	限度額	変更前	10,000千円
		変更後	7,300千円
<hr/>			
・ 消防自動車整備事業	限度額	変更前	123,200千円
		変更後	112,500千円
<hr/>			
・ 下稻吉小学校施設整備事業	限度額	変更前	47,500千円
		変更後	40,000千円

[市長公室：政策経営課]

議案第26号	平成29年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
--------	----------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億3,953万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ56億2,275万2千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国民健康保険税	1,114,092	△50,945	1,063,147
国庫支出金	1,178,849	△117,379	1,061,470
共同事業交付金	1,267,903	△63,658	1,204,245
繰入金	605,394	△7,549	597,845
歳入合計	5,862,283	△239,531	5,622,752

(2) 歳出の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	42,075	△756	41,319
保険給付費	3,488,212	△49,939	3,438,273
後期高齢者支援金等	637,870	△1,859	636,011
介護納付金	247,249	△2,429	244,820
共同事業拠出金	1,343,117	△184,548	1,158,569
歳出合計	5,862,283	△239,531	5,622,752

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
一般管理事業	△756	国保年金課
イ 保険給付費の事業費		
一般被保険者療養給付事業	△49,939	国保年金課
ウ 後期高齢者支援金等の事業費		
後期高齢者支援事業	△1,859	国保年金課
エ 介護納付金の事業費		
介護納付金事業	△2,429	国保年金課
オ 共同事業拠出金の事業費		
高額医療費拠出金事業	△59,669	国保年金課
保険財政共同安定化事業拠出金	△124,879	国保年金課

〔 市民部：国保年金課 〕

議案第27号	平成29年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
--------	-----------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,953万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7億3,738万4千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
後期高齢者医療保険料	264,706	19,532	284,238
歳入合計	717,852	19,532	737,384

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
後期高齢者医療広域連合納付金	710,680	19,532	730,212
歳出合計	717,852	19,532	737,384

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 後期高齢者医療広域連合納付金の事業費		
後期高齢者医療広域連合納付事業	19,532	国保年金課

[市民部：国保年金課]

議案第28号	平成29年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
--------	-------------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,069万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億2,827万9千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	4,300	△2,583	1,717
繰入金	619,203	△40,065	579,138
繰越金	5,000	18,000	23,000
諸収入	9,402	△4,043	5,359
市債	176,700	△2,000	174,700
歳入合計	1,158,970	△30,691	1,128,279

(2) 歳出の補正 (単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計
下水道費	540,897	△30,691	510,206
公債費	613,073	0	613,073
歳出合計	1,158,970	△30,691	1,128,279

議案第29号	平成29年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
--------	------------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ80万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億4,438万7千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	285,874	△8,217	277,657
繰越金	3,000	5,414	8,414
市債	73,700	2,000	75,700
歳入合計	445,190	△803	444,387

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
農業集落排水事業費	174,509	△803	173,706
公債費	267,681	0	267,681
歳出合計	445,190	△803	444,387

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 農業集落排水事業費の事業費		
農業集落排水維持管理事業（政策）	△803	下水道課
イ 公債費の事業費		
農業集落排水事業起債元金償還事業	【財源振替】	下水道課

(4) 地方債補正

・農業集落排水事業資本費平 準化債	限度額	変更前	62,800千円
		変更後	65,600千円
<hr/>			
・公営企業法適用推進事業債	限度額	変更前	10,900千円
		変更後	10,100千円

[上下水道部：下水道課]

議案第30号	平成29年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第3号)
--------	------------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,559万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ34億3,021万9千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	723,027	△12,257	710,770
支払基金交付金	900,403	△13,733	886,670
県支出金	482,399	△6,131	476,268
繰入金	526,304	△4,852	521,452
繰越金	60,018	346	60,364
諸収入	5,303	1,028	6,331
歳入合計	3,465,818	△35,599	3,430,219

(2) 歳出の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
保険給付費	3,206,076	△36,862	3,169,214
地域支援事業費	49,989	1,263	51,252
歳出合計	3,465,818	△35,599	3,430,219

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 保険給付費の事業費		
高額介護サービス事業	△38,062	介護長寿課
市町村特別給付事業（政策）	1,200	介護長寿課
イ 地域支援事業費		
介護予防普及啓発事業	△1,044	介護長寿課
任意事業	2,307	介護長寿課

[保健福祉部：介護長寿課]

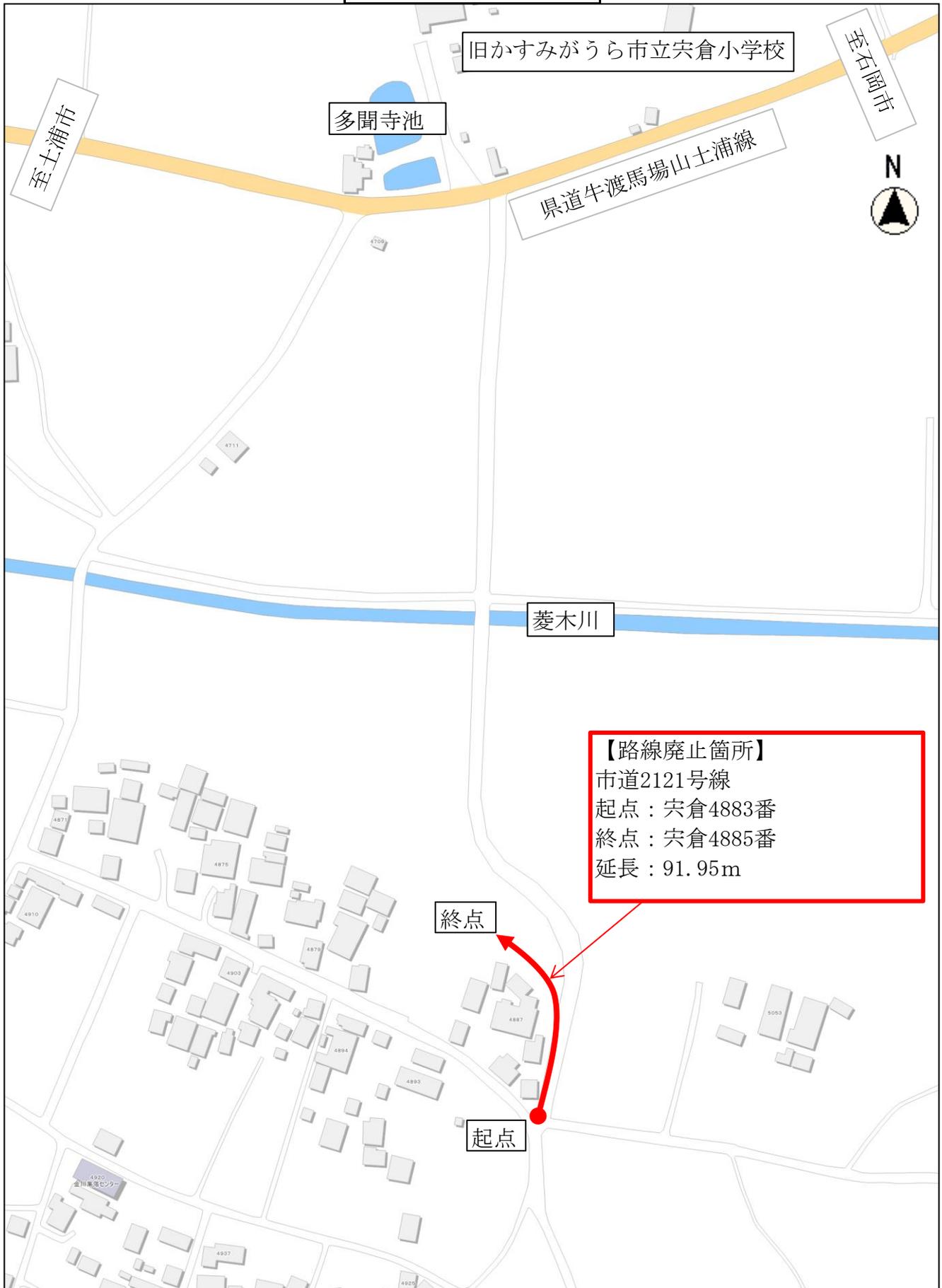
議案第38号	市道路線の認定について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>下稻吉地内に位置し、通学路の安全確保のため設置した逆西跨線人道橋の路線を認定するもの。</p> <p>(1) 認定しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道8-2925号線</p> <p>イ 延 長 93.80メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 土木部：道路建設課 〕</p>	

認定位置図



議案第39号	市道路線の廃止について
<p>1 要 旨</p> <p>道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>宍倉地内に位置する路線を廃止するもの。</p> <p>(1) 廃止しようとする路線</p> <p>ア 路線名 市道2121号線</p> <p>イ 延 長 91.95メートル</p> <p style="text-align: right;">〔 土木部：道路建設課 〕</p>	

路線廃止位置図



平成30年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案概要書

〔追加提出〕

平成30年3月20日

かすみがうら市

目 次

○ 報告〔1件〕

報告第 2 号 専決処分事項の報告について〈損害賠償の額の決定及び和解〉	1
--------------------------------------	---

○ 予算に関する議案〔2件〕

議案第 40 号 平成 29 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）	2
---	---

議案第 41 号 平成 29 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 （第 3 号）	3
--	---

○ 人事に関する諮問〔1件〕

諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について	4
---------------------------	---

報告第2号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
<p>1 要 旨</p> <p>公用車の事故による示談の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 相手方 ██████████</p> <p>(2) 事故の内容 平成30年1月30日にかすみがうら市深谷地内において、市道走行中に日陰で凍結していた箇所ですりっぴし、センターラインを越え対向車線を走行していた相手方と衝突した。</p> <p>(3) 損害賠償額 642,000円</p> <p>3 専決処分日</p> <p>平成30年3月13日</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：検査管財課 〕</p>	

議案第40号	平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算(第8号)
--------	----------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ170億7,529万円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
自動車取得税交付金	30,000	7,000	37,000
歳入合計	17,068,290	7,000	17,075,290

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
民生費	6,219,550	7,000	6,226,550
歳出合計	17,068,290	7,000	17,075,290

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出(事業)	補正額	事業担当課
ア 民生費の事業費		
やまゆり保育所管理運営事業	7,000	子ども家庭課(やまゆり保育所)

(4) 繰越明許費補正

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

やまゆり保育所管理運営事業 7,000 千円

[市長公室：政策経営課]

議案第41号	平成29年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第3号)						
<p>1 要 旨</p> <p>今回の補正は、繰越明許費の補正をするもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 繰越明許費補正</p> <table border="0" data-bbox="276 752 1362 857"> <tr> <td>款 1 下水道費</td> <td>項 1 下水道管理費</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定環境保全公共下水道維持事業</td> <td>1,815 千円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">〔 上下水道部：下水道課 〕</p>		款 1 下水道費	項 1 下水道管理費			特定環境保全公共下水道維持事業	1,815 千円
款 1 下水道費	項 1 下水道管理費						
	特定環境保全公共下水道維持事業	1,815 千円					

